

がん検診実施要領

日本旅行健康保険組合

1. 受診資格

原則として、35歳以上の被保険者及び被扶養者

2. がん検診実施項目

- (1) 胃がん検査
- (2) 肺結核（がん）検査
- (3) 大腸がん検査
- (4) 肝炎検査
- (5) 乳がん検査
- (6) 子宮頸がん検査

3. 検診の対象者、検査方法と補助金の上限

検査種別	対象者	検査方法	補助金上限
胃がん (※3)	35歳以上の被保険者 ・被扶養者(※4)	胃部X線撮影 ペプシノーゲン、胃内視鏡	5,000円
肺結核(がん) (※3)	35歳以上の被保険者 (※1)・被扶養者(※4)	胸部X線撮影 喀痰	3,500円
大腸がん (※3)	35歳以上の被保険者 ・被扶養者(※4)	便潜血2日法 大腸内視鏡	2,000円
肝炎	35歳の被保険者、被扶養者(※2)	血液検査(B、C型)	3,500円
乳がん	30歳以上の被保険者 ・被扶養者(女性) (※4)	マンモグラフィーまたは 超音波又はその両方	5,500円
子宮頸がん (※3)	20歳以上の被保険者 ・被扶養者(女性) (※4)	細胞診(医師採取法または 自己採取法)	3,500円
		<u>HPV(ヒトパピローマウイルス)検査</u> <u>(自己採取法または医師採取法)</u>	<u>4,500円</u>

(※1) 34歳以下の被保険者(除く、任意継続被保険者)も受診資格対象者となります。

(※2) 36歳以上の被保険者及び被扶養者で過去に肝炎検査を受けていない者は受診資格対象者となります。

(※3) ①被扶養者及び任意継続被保険者対象の郵送検診 (HPV検査) の設定があります。

②推奨する検査方法は、細胞診(医師採取) > HPV検査(自己採取)とします。

(※4) 対象年齢未満の加入者が、両親が癌である等の理由でがん検診を希望するときは、健保組合に申請書を提出し承認された場合に受診を可能とする。(一人1検診のみ)

(注意) 二次検査については全て保険診療となります。

4. 検査を受ける健診機関及び検査方法の特例

(1) 健診機関

- ① 被保険者（任意継続被保険者を除く）は、原則として定期健康診断時の一般健康診査または人間ドックにより受診するものとします。
- ② 被扶養者及び任意継続被保険者は、自治体がん検診、人間ドック、郵送検診または、希望する健診機関で受診するものとします。

(2) 検査方法の特例

被保険者が、定期健康診断時に受診するがん検診において、当該健診機関では希望する検査方法で受けられない場合（例：胃がん検査での「内視鏡検査」や子宮頸がん検査での「医師採取法」が受けられない場合などをいう）は、前3. に示す検査方法に限り、希望する健診機関での検査を可能とします。

なお、健保補助額を超える部分は、個人負担となります。

5. 利用回数

補助金支給は、各検査項目につき、1年度（4月1日から3月31日まで）1回限りとします。前3. の補助金上限額を超える部分は個人負担とします。

6. 利用方法

被保険者が定期健康診断時に受診する検査は「定期健康診断の実施要領」により、また、人間ドック受診時には「人間ドック実施要領」によるとともに検査方法についても健診機関の指示によります。自治体がん検診及び、個別の健診機関でのがん検診の予約等は各受診者が行なって下さい。

7. 補助金請求

「健康診査」及び「人間ドック」（契約機関）以外の健診機関や自治体で受診したときは、当日、全額支払い、後日、次の書類を健保組合に提出し補助金の支給を受けて下さい。

- (1) 「補助金請求書」（日旅イントラネットもしくは、日旅HPから出力して下さい。）
- (2) 健診費用の領収書
- (3) 健診結果通知書（(写)でも可）

[付 則]

1. この実施要領は、平成20年4月1日から実施します。
2. 平成22年4月1日 一部改定
3. 平成23年4月1日 一部改定
4. 平成25年4月1日 一部改定
5. 平成29年4月1日 一部改定
6. 平成31年4月1日 一部改訂